

「オーケストラのある街」推進協定書

山形市（以下「甲」という。）と公益社団法人山形交響楽協会（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙の連携のもと、オーケストラの活動を通じ、市民が創造性や多様性に触れられ、心豊かで生き生きと暮らせるまちづくりを進め、文化創造都市を推進することを目的とする。

（連携事項）

第2条 前条の目的を達成するため、甲及び乙は、次に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) 甲は、市有文化施設において乙が行う演奏会等を支援する。
- (2) 乙は、甲が実施する文化創造都市の推進に資する事業に協力する。
- (3) 甲及び乙は、連携及び協力し、市民を対象とした音楽の普及啓発や「オーケストラのある街」として音楽文化の拠点の形成に努める。

（協定期間）

第3条 協定期間は、令和7年3月14日から令和12年3月31日までとする。ただし、協定期間満了の日の一か月前までに甲又は乙から協定の解除の申出がなかったときは、協定期間満了の日の翌日から起算して5年間延長するものとし、以後も同様とする。

（協議事項）

第4条 この協定に定めのない事項又は疑義のある事項については、甲乙協議の上決定する。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙両者署名の上、各自その1通を保有する。

令和7年3月14日

甲 山形市旅籠町二丁目3番25号
山形市
山形市長 佐藤 孝弘

乙 山形市双葉町一丁目2番38号
公益社団法人山形交響楽協会
理事長 園部 稔